

参加者の有無を確認する公募手続きに係る 参加意思確認書の提出を求める公示

令和2年3月30日
三重河川国道事務所長 秋葉 雅章

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本件は、中部地方整備局三重河川国道事務所の令和2年度 津管内交通安全施設工事に関する公示である。

対象となる令和2年度 津管内交通安全施設工事は、国道23号の歩道内に自転車通行空間の整備工事である。

よって、本工事は、過去に管内の対象施設の施工実績を有する者を契約の相手方とする契約手続きを行う予定者（特定予定者）としているが、特定予定者以外の者で以下の応募要件を満たし、本工事は契約を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書を招請する公募を実施するものである。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者（以下、「応募認定者」という。）がいる場合にあっては、一般競争入札にて調達を実施するものとする。

また、必要により参加意思確認書の内容確認ヒアリングを実施する場合がある。

2. 工事概要

- (1) 工事件名 令和2年度 津管内交通安全施設工事
- (2) 施工範囲 三重県津市万町津～丸の内
なお、施工範囲は別図を参照のこと。
- (3) 工事内容 舗装工：1式、縁石工1式、区間線工1式、構造物撤去工1式、仮設工1式
なお、詳細は別添資料「工事説明書」参照のこと。
- (4) 工 期 契約締結の翌日から令和3年2月26日

3. 応募要件

参加意思確認書の提出書に付す応募要件は次のとおりとする。

- (1) 基本的要件
 - ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における「維持修繕工事」の令和元・2年度一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく令和元・

2年度一般競争参加資格の再認定を受けていること)。

- ③会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- ④中部地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑤中部地方整備局(港湾空港関係を除く。)が発注した工事のうち、平成27年4月1日から平成31年3月31日での4年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工種に係る工事成績評定点の平均が65点以上であること。なお、当該工種とは、21工種の各工種区分をいう。
- ⑥令和2年度 津管内交通安全施設工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

・平成30年度 三重管内交通安全調査業務(株)長大

また、上記の「令和2年度 津管内交通安全施設工事に示した工事に係る以下に掲げる設計業務等」以外の業務のうち以下に示す発注者を支援する業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

三重河川国道事務所に係る以下の業務

- ・平成30年度 三重河川国道技術審査業務(一社)パブリックサービス
- ・平成30年度 三重津道路維持工事監督支援業務(日本振興(株))
- ・平成31年度 三重道路管理資料作成業務(一社)パブリックサービス
- ・令和元年度三重道路維持積算技術業務(令和元年度三重道路維持積算技術業務PS・第一設計監理設計共同体)

なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連ある建設業者でないこと。

- ⑦入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (イ) 子会社等と親会社等の関係にある場合
- (ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねて

いる場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合。
その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

⑧建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、以下に所在すること。

また、経常建設共同企業体として申請書等を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。

・本店、支店又は営業所の所在地として設定した地域は以下に示す区域である。

三重県：桑名市、いなべ市、桑名郡木曾岬町、員弁郡東員町、四日市市、
三重郡菰野町・川越町、朝日町、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市
多気郡多気町・大台町・明和町・伊勢市、度会郡玉城町・度会町
・南伊勢町・大紀町

ただし、上記に示す区域に所在するものが支店又は営業所である場合は、三重県内に本店が所在すること。

⑨警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 実績に関する要件

①平成17年度以降に、元請けとして、下記に示す同種工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る（乙型にあつては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない））。

経常建設共同企業体にあつては、いずれかの構成員が、平成17年度以降に元請けとして下記に示す同種の工事を施工した実績を有すること。

ただし、発注者から企業に対して通知された評定点が65点以上の実績に限る。

（工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡し完了したことを証明する書類をもって65点と見なす。）

同種工事：アスファルト舗装工事の施工実績

(3) 配置予定技術者について

①次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「技術者」という。）を当該工事に配置できること。

1) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

- ・ 1級建設機械施工技士の資格を有する者
- ・ 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）、又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土

木」とするものに限る。)) の資格を有する者

- ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
- ・ 1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工技士の合格を通知されている者のうち、合格証明書が交付されていない者（合格通知から6ヵ月以内に限る。）

なお、主任技術者の場合は、下記に示す資格を有する者でなければならない。

- ・ 「建設業法第7条2号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。（建設業法施行規則第7条の三及び国交省告示第1424号（平成17年12月16日）参照）

- ②同一の者が上記（2）に掲げる工事（平成17年度以降の実績でなくても良い）の経験を有する者であること（品質証明員、土木工事品質確認技術者としての経験は除く。）（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）。

ただし、発注者から企業に対して通知された評定点が65点以上の実績に限る。（工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあっては、検査に合格したことを証明する書類又は引渡し完了したことを証明する書類をもって65点と見なす。）

經常建設共同企業体にあっては、一人で（3）① 1）の基準を満たし、上記（2）に掲げる同種工事の実績を有した技術者を構成員の何れかで1名、配置できること。残りの構成員においては上記の（3）① 1）の基準を満たす技術者を配置できること。

なお、入札後の措置として、建設業法施行令第27条第1項で定める金額の3倍未満で契約した企業においては、上記（3）① 1）の基準を満たし、上記（2）の同種工事の実績を有した技術者を1名専任とすることで、残りの構成員が配置する技術者は専任を要しない。

- ③ 配置予定技術者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- ④ 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあつては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

4. 手続等

(1) 担当部局

〒514-8502 三重県津市広明町297

三重河川国道事務所 経理課

電話：059-229-2212、FAX：059-229-2266

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和2年3月30日（月）から令和2年4月9日（木）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日8時30分から17時15分まで）

交付場所：上記(1)に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和2年4月9日（木） 12時00分

提出場所：上記(1)に同じ。持参、郵送（書留郵便等記録が残るもの）または FAX（着信確認を行うこと）すること。

(4) 質問の受付期限、場所及び方法

受付期限：令和2年4月2日（木） 16時00分

提出場所：上記(1)に同じ。持参、郵送（書留郵便等記録が残るもの）または FAX（着信確認を行うこと）すること。

(5) 質問の回答日、場所及び方法

回答日：令和2年4月6日（月）、7日（火）の2日間

回答方法：三重河川国道事務所1階閲覧室において回覧に付する。

(6) 参加意思確認書の内容確認ヒアリングの実施連絡

実施する場合の連絡日：令和2年4月9日（木）

実施場所：上記(1)に同じ。

(7) 審査結果通知予定日

通知予定日：令和2年4月17日（金）

通知方法：FAXによる。

5. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本語通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 4.(1)に同じ。

(3) 詳細は別添資料「工事説明書」による。